

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年5月1日現在

機関番号：34504
 研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2010～2012
 課題番号：22530653
 研究課題名（和文）ソーシャルワークにおけるアドボカシーの学際的な理論再構築とその技術に関する研究
 研究課題名（英文）Interdisciplinary Reconstruction of Theory and Skill on Social Work Advocacy
 研究代表者
 小西 加保留（KONISHI KAHORU）
 関西学院大学・人間福祉学部・教授
 研究者番号：10068588

研究成果の概要（和文）：「アドボカシー」は、日本では一般に「権利擁護」と同義とされるが、「人権」や「権利」などと同様に合意された定義はない。学際的にこれらを議論するには、理念や目的、機能や方法、対象を限定した本質論等、そのレベルを確認する必要があり、共通認識に至るには多くの課題がある。一方で、実務的には「権利擁護」はソーシャルワーカーにとっても法律家にとっても重要な共通目標であり、個別事例の支援においては、明確に役割分担されるわけではない。

研究成果の概要（英文）：Although "advocacy" is generally made synonymous with "right protection" in Japan, it does not have the definition on which it has agreed like "human rights", or "right", etc. For the interdisciplinary discussion, we need to check the level, such as idea, purpose, function, method and the essentials which limited the object etc., and there are many problems in resulting in a common view. On the other hand, practically, "right protection" is a common target important for a lawyer and a social worker, and division of roles is not necessarily clearly carried out in support of an individual case.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
2012年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,300,000	690,000	2,990,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学、社会福祉学

キーワード： アドボカシー 権利擁護 法律学 ソーシャルワーク

1. 研究開始当初の背景

「アドボカシー」は、ソーシャルワーク

専門職実践の核であり続けているとされるが、実態としては、実行困難な状況にあり、

内容の曖昧さがソーシャルワーカーのコミットメントを弱くしていると言われてきた。

日本においては、1990年代以降の社会福祉基礎構造改革を踏まえて、2000年には契約に基づく社会福祉サービス利用の仕組みや成年後見制度が導入され、以降「権利擁護」に関する多くの論文や実践報告が出されるようになった。しかしながら「アドボカシー」や「権利擁護」の概念は多様で一定の合意や整合性に欠けていた。社会福祉領域で権利擁護が語られる時には、憲法や実定法上のレベル、理念など哲学的なレベル、また個人的に苦境を訴えるレベルなど様々な捉えかたがなされていた。

研究代表者においては、2007年に出版した『ソーシャルワークにおけるアドボカシー～HIV/AIDS患者支援と環境アセスメントの視点から～』（ミネルヴァ書房）の中で、「アドボカシー」には対象となるクライアントの「環境のアセスメント」が必要という前提を導き、個人/対人/組織/コミュニティ/制度・社会という多様なレベルで捉える重層的な要因の整理を試みた。その上で「ソーシャルワークのアドボカシー」を、ソーシャルワークの環境アセスメントに基づくクライアントの権利侵害の状態に対して支援する際に行う活動、用いられる技術と定義した。

しかしながら、以上の研究では、日本における法制度体系の現状や法律学等の論点と照らし合わせて、学際的な視点から「権利擁護」に関する課題を検討し、その結果をソーシャルワークとしての理論的な概念枠組みから捉えなおす作業はなされてこなかった。また、ソーシャルワークのアドボカシー技術を具体的に提示するところまでには至っていなかった。

2. 研究の目的

社会福祉分野における「アドボカシー」について、特に法律学者等と連携して、学際的視点から理論的な構成枠組みについて考察を加え、社会福祉の専門性に基づくものとしてその内容と課題を明らかにすること。またソーシャルワークとしての重層的な視点を分析し、課題解決に繋がる方向性や具体的技術や活動について整理し、提示すること。それによって、利用者や当事者（クライアント）への権利侵害・擁護に関わる有効な支援に寄与することを目的とした。

3. 研究の方法

(1) 平成22年度

「アドボカシー」や「権利擁護」に関わる基本的な概念について、研究代表者、連携研究者により検討を加えた。途中から現場の実践と切り離れた議論は有効ではないとの判断により、ソーシャルワーカーおよび弁護士各一名を加えて、「権利擁護」に関わる多様な議論の視点について整理し、それを共有することを目指した。

(2) 平成23年度

前年度に予定していた一定の理論的枠組みに関する仮説設定まで至らなかったため、新たに社会福祉の研究者を加え、また最前線で権利擁護支援を実践しているソーシャルワーカーに新たに協力を求めて、改めて理論と実践の立場からの情報提供を受け、検討を行った。一方、法律家である連携研究者が本研究成果を著書として出版した。

(3) 平成24年度

これまでの議論の成果を整理した上で、法律と社会福祉、理論と実践における視点の共

通点と相違点を提示すると共に、今後の課題を共有することを目的に、シンポジウムを開催した。

『その人らしい生き方を支える ～ソーシャルワーカー・法律家と権利擁護～』
2012年12月16日(日)13:30～16:30 於;
関西学院大学上ヶ原キャンパスG号館)

4. 研究成果

「アドボカシー」は、日本では一般に「権利擁護」と同義とされるが、「人権」や「権利」などと同様に、必ずしも十分に吟味されずに使用されることが多く、合意された定義はない。学際的にこれらを議論するには、理念や目的、機能や方法、対象を限定した本質論等、そのレベルを確認する必要がある。それぞれのレベルにおいて論点は異なり、学問領域による違いを理解する必要があるが、一方で一つの学問内部においても様々な議論が存在するため、学際的な共通認識に至るにはかなりの困難を伴う。

他方で、実務的には「権利擁護」は、ソーシャルワーカーにとっても法律家にとっても重要な共通目標であることに違いはなく、また個別具体的な事例においては、明確に福祉的支援をソーシャルワーカーが、法的支援を法律家が扱うわけでもないと言える。

以下に主な論点を列挙し、若干の説明を加える。

(1) 「権利」と「人権」の定義

権利や人権の定義については、必ずしも合意されているわけでない。通常、人権(human rights)と、実定法(法律、条約、条例等)上の権利(rights)は区別されるが、人権にどこまでの権利が含まれるかについては見解が一致していない。実務家的

には、「人権」とは憲法25条や13条などで国家にも犯すことができない権利であり、「権利」は基本的に個人と個人の関係の中で規定されるものとも捉えられる。また「人権」の場合にはプロセス重視、「権利」の場合には結果重視という傾向がある。

(2) 「権利擁護」の定義

法学においては、例えば狭義の定義として「十分な判断能力を有しない人々と個別特定の関係にある援助者が、被援助者本人の意思を尊重しながら本人の権利行使を擁護し、ニーズの実現を支援する」ことに軸足を置きながらも、広義には、苦情解決システム等を視野に入れつつ、その対象を「判断能力はあっても、情報の非対称性・権力性のため十分な権利主張ができない人々、あるいは身体的な要因から権利行使に支障のある人々」に拡大して定義づけされている。

一方、社会福祉の立場からは、「直接的な権利侵害のみでなく、利用者の主体性や自己決定を尊重しつつ、権利の主張、権利獲得のプロセスを重視し、権利自体を明確にすることや権利の救済や権利の形成・獲得を支援し、自ら解決する力や、解決に必要なさまざまな支援を活用する力を高めることを支援する」という立場が多い。

他方、現在の法令上においては、「権利擁護」「権利の擁護」「権利利益の擁護」という用語が使用されているが、定義規定はなく、社会福祉法には、権利擁護という用語は使用されていない。

(3) 議論の視座としての制度と実践

権利擁護の学際的な議論においては、その視座を制度に置くか実践に置くかが重要な軸となる。法律学と社会福祉が重なる部分を

捉えるキーワードとしては制度と言えるが、単純に法律学は制度論で、社会福祉は実践論ということではない。

一般に社会福祉は、実践的な視座から権利擁護を理念的レベルで捉えて、包括的に語ることが多い。例えば、研究協力者の上田は、権利侵害からの救済・保護、権利行使の保障、新たな「権利」の創造、という3つの軸が重なり合うことによって、システムアドボカシーが実現され、他方でエンパワメントと法的支援、生活支援の3つの支援軸によってパーソナルアドボカシーが達成されるとした。即ち、ソーシャルワークは特定の制度を前提としないと捉えることが可能である。

一方で、法律学は規範論的な建前を重視し、個別具体的な関係性はできるだけ削ぎ落としていくというのが基本的な立場である。憲法13条に基づく自己決定支援という理念を権利擁護として位置づけ、その方法論として成年後見制度があり、その制度が理念に照らして十分であるかどうかという議論は法律学の範囲となる。即ち、近代市民法は意思決定能力をもった自律した市民を前提としていることが規範論的な議論の大前提であり、本文脈において、権利擁護は、意思決定能力に障害がある人への意思決定支援であると定義することが可能である。連携研究者の平田は、判断能力の不十分な人に対する支援を権利擁護の対象とし、その論理的な次元として、自己決定過程の支援、自己決定された権利の主張の支援、主張された権利の実現の支援があると整理している。

(4) 機能・方法論としての法律学とソーシャルワーク

例えば、実践現場では、意思決定能力に障害はないが、障害や疾病、また自らの置かれている立場や環境、関係性や条件によって社会的排除や差別を受けることにより、「権利擁護」の対象となる場合がある。例えば、ハンセン病やHIV感染症患者、DVや「いじめ」の被害者等がある。それらの実態は、制度とは無関係に起きる場合もあり、一方で法律自体が差別を助長する場合や、法律の未整備など、環境、条件の整備の課題もある。こうした実態や法的事実の課題をどう判断するか、法律学とソーシャルワークの双方から見極めることが重要であり、そこから固有の本質的問題を導き出すことが必要となる。

(5) 法の世界における判断基準

法の世界は、基本的に国家の強制権力を前提にした世界であり、合法・違法の世界である。このため、弁護士は、法規による権限や権能の設定とその行使における義務の枠組みの範囲で実践し、その枠内であれば合法、外れていれば違法となる。そして権限や権能の行使者の裁量の枠内に止まっているのであれば、その内容が適切でなくても合法とも言える。また、法律家は「事実」の世界には口出ししないという考え方が前提としてある。

(6) 生活支援場面における支援の適切性、妥当性

生活支援場面においては、個別具体的な場面でその支援が適切か適切でないかという判断枠組みの方が重要ということになる。もし法の世界に適切か適切でないかという議論を持ち込むとすれば、法が設定する権限や権能行使の枠組みに対し、法が明確な基準を設定する必要がある、それに違反し

た時に義務違反となることを明確にする必要があることになる。

(7) ミクロレベルのアドボカシーとマクロレベルのアドボカシー

弁護士は、個別の事案を解決することが業務であり、その人以外の利益のためにするマクロレベルのアドボカシーは法的に禁止されている。

一方、ソーシャルワークの分野では、例えばAさんの問題として考える権利擁護的なアプローチと、障害者一般に対しての改善を図る人権擁護的なアプローチのどちらを優先するかは、倫理的なジレンマとして語られている。ソーシャルワーク教育では、ミクロ、メゾ、マクロレベルでの活動が強調されるが、理念が先行し、立場性と専門性をどう繋げるか、その道筋は明確にされていないといえる。

(8) 成年後見制度における民法上の矛盾

民法第9条においては成年被後見人の法律行為は取り消すことができるとしながら、一方で民法858条において、意思尊重義務と身上配慮義務が規定されている。即ち、判断能力が不十分な人に対する成年後見による生活支援において、成年後見人は本人のための代表権を有し、意思尊重義務と身上配慮義務が課されているが、意思尊重義務は本人の意思を尊重するのに対して、身上配慮義務は、客観的によりよい支援を行うべきとしている。ここに対立の契機が内在しているが、どちらを重視しても、現行では合法や違法の問題が生じない。

個別の事例としては、虐待対応における、本人の家族との同居及び自宅での生活継続の志向意思と保護分離介入の調整や、浪費または多様な活動展開に対する被後見人等

の権利行使と生活の安定化を志向する後見人等の保護的介入における対峙関係等の場面に矛盾や困難性を伴うことになる。その道筋は、権限・権利行使の基準自体を法律が定めていない以上、支援方法が適切でなくとも違法とはいえない。

一方で、ソーシャルワークにおいては、本人意思尊重義務と身上配慮義務が一致するところまで持って行かなくてはならない事になる。本論点は、「最善の利益」の問題にも通じる課題である。

(9) ソーシャルワークにおける実践現場での課題

第一に、法律家とソーシャルワーカー、またその他の地域機関との連携を含めて、まず互いの役割、任務を知ることが重要である。ソーシャルワーカーはどのような局面で法律家が活用できるかを知り、有効なネットワーク形成に努める必要がある。

第2に、ソーシャルワークは、その価値に基づき、生活を扱う専門職であるが、業務の範囲は非常に広く、人権、差別、リスクの予防までを対象とする。一方で法律家のように権限や義務の範囲が明確でないことから、支援におけるソーシャルワークのプロセスを可視化する取り組みを強化する必要がある。

(10) その他今後の課題

成年後見制度においては、代行決定に関するプロセスがルール化されておらず、制度改正すればするほど現場は時間がなくなっていく傾向にある。基本的に利用者とのコミュニケーションがベースにあり、複数の人による最適性を確保するような制度作りについて、制度とソーシャルワーク実践の双方からイギリスの意思能力法等も踏まえた議論が課題となる。

また、連携研究者の秋元からは、法の世界からの権利擁護、また法の世界と事実の世界を結び付ける概念として、本来受けるべき保護機能を享受できない状況をできる状態にするための、「保護境界線」の概念（H. L. A. ハートが、Essays on Bentham(1982) 中の Legal Rightsという論文の中で言及している概念）が紹介され、併せて今後の課題となった。

なお最終年度のシンポジウムの企画の内容は、法と福祉、制度と実践の両面から権利擁護の課題に切り込んだもので、他にあまり例がなく、そうした意味での意義があったと考えられる。研究としての目的である「ソーシャルワークにおけるアドボカシーの学際的理論再構築」に関わる課題に一定程度近づけたと言えるが、当初の予想より、理論的な整理と分析、共通理解に多くの時間を要した。このため予定していた社会福祉におけるアドボカシー実践の技術の分析まで踏み込むことができなかった。そのことの理論的位置づけについても議論が必要と言える。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔図書〕（計2件）

① 平田厚、明石書店、権利擁護と福祉実践活動 ― 概念と制度を問い直す ―、2012、228

② 小西加保留、相川書房、アドボカシー概念の再考―HIV/AIDS ソーシャルワークを通して―、社会福祉学への展望、75-92、2012

〔その他〕

シンポジウム：

『その人らしい生き方を支える～ソーシャルワーカー・法律家と権利擁護～』

日時：2012年12月16日（日）13:30～16:30

場所：関西学院大学上ヶ原キャンパス

シンポジスト：

秋元美世（東洋大学社会学部社会福祉学科教授）

平田厚（日比谷南法律事務所弁護士・明治大学法科大学院教授）

上田晴男（NPO法人PAS ネット代表・全国権利擁護支援ネットワーク事務局長）

コーディネーター：小西加保留

6. 研究組織

(1) 小西 加保留 (KONISHI KAHORU)
関西学院大学・人間福祉学部・教授
研究者番号：10068588

(2) 研究分担者
無 ()
研究者番号：

(3) 連携研究者
秋元 美世 (AKIMOTO MIYO)
東洋大学・社会学部・教授
研究者番号：00175803

平田 厚 (HIRATA ATSUSHI)
明治大学・法科大学院・教授
研究者番号：40386420

(2) 研究協力者
上田 晴男 (UEDA HARUO)
NPO 法人 PAS ネット代表
全国権利擁護支援ネットワーク事務局長

篠本 耕二 (SHINOMOTO KOJI)
西武文理大学・健康福祉マネジメント学科

北野 誠一 (KITANO SEIITI)
NPO 法人おおさか地域生活支援ネットワーク理事長

山本 みどり (YAMAMOTO MIDIRI)
西陣病院ソーシャルワークカー

田村 満子 (TAMURA MITSUKO)
たむらソーシャルネット代表

青木 佳史 (AOKI YOSHIHUMI)
弁護士